

NPO法人 高照寺山スカイセーリング 会則

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は「特定非営利活動法人 高照寺山スカイセーリング」と称する。

第2条（目的）

特定非営利活動法人 高照寺山スカイセーリング 設立趣意書による。

第2章 会員

第3条（会員）

特定非営利活動法人 高照寺山スカイセーリング 定款による。

第4条（会費）

特定非営利活動法人 高照寺山スカイセーリング 定款による。

第3章 役員

第5条（理事）

特定非営利活動法人 高照寺山スカイセーリング 定款による。

第6条（理事の選任）

特定非営利活動法人 高照寺山スカイセーリング 定款による。

第7条（理事の解任）

特定非営利活動法人 高照寺山スカイセーリング 定款による。

第8条（理事の任期）

特定非営利活動法人 高照寺山スカイセーリング 定款による。

第4章 総会

第9条（総会）

特定非営利活動法人 高照寺山スカイセーリング 定款による。

第10条（召集及び会期）

特定非営利活動法人 高照寺山スカイセーリング 定款による。

第11条（議決・定足数）

特定非営利活動法人 高照寺山スカイセーリング 定款による。

第5章 飛行

第12条（責任・安全・道徳）

- 1 項 飛行に関するすべての責任は飛行者本人にあり、当法人は一切の責任を負わない。
- 2 項 飛行に関しては、安全第一を常に念頭に置くこと。
- 3 項 第三者へ損害を与えたときは、誠意を持ってこれに対応すること。また、各個人の責任においてこれを処理し、会長に報告すること。
- 4 項 その他に関しては当法人の別に定めるところによるエアリアルールによる。

第13条（事故対策委員会）

事故対策委員会は当法人の定めるところにより組織され、本エリア内のハンググライディング・パラグライディングに関する事故を調査し、会員に報告する。また、それを元に事故を未然に防止する対策を講じ、会員はそれに従う。

第6章 実行委員会

第14条（実行委員会）

- 1項 実行委員会は、理事会の議決により理事長が設置する。
- 2項 実行委員会は1名以上で組織し、実行委員長・委員は理事長により選任される。
- 3項 実行委員会には、当法人の理事が1名以上いるものとする。
- 4項 実行委員長は第2条に定める当法人の活動に関する営利を目的とする事業を営む者であってはならない。
- 5項 実行委員長・委員は、職務上の義務違反・その他委員としてふさわしくない行為があると認められた時、理事長により解任される。

第7章 会員の休会

第15条

- 1項 会員が次の事由で1年以上休会する場合は退会とみなさず復会時の入会金を免除する。
 1. 転勤等一時的に遠隔地勤務となった場合。
 2. 長期にわたる疾病。（負傷は除く）
 3. 婚姻、妊娠、出産。

第8章 付則

第16条（会則）

この会則は総会において議決を経なければ変更することができない。

以上

平成22年11月